

放射線被ばく相談員倫理ガイドライン

平成 30 年 7 月 8 日 制定

(目的)

第1条 このガイドラインは、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下、本会」という。）が認定した放射線被ばく相談員の保持すべき倫理観の指標とすることを目的とする。

(定義)

第2条 放射線被ばく相談員は、医療被ばくのみならず災害被ばくも含めたすべての放射線被ばく相談に対応し、国民の放射線被ばくに対する不安軽減に寄与することを業務とする。

(使命)

第3条 放射線被ばく相談員は、人間尊重を基本理念として個人の尊厳と人格を最大限に尊重し、深い信頼関係を築いて国民に役立つことを使命とする。

2. 放射線被ばく相談員は、専門家としての使命と職責を自覚しなければならない。
3. 放射線被ばく相談員は、国民の人生の質向上（QOL：Quality of Life）の実現に寄与しなければならない。

(責務)

第4条 放射線被ばく相談員は、社会的見識と放射線の専門的知識を保持し、人格の向上に努めなければならない。

- 2 放射線被ばく相談員は、被ばく相談の専門家として健全なる精神が備わるよう努めなければならない。
- 3 放射線被ばく相談員は、自己の身体、精神あるいは情緒等の損傷によって専門家として健全性を欠き相談依頼者に対処できない恐れがある場合は、相談を差し控えなければならない。
- 4 放射線被ばく相談員は、相談の実践にあたり適切な対応が困難な場合は、自己能力の限界を自覚し、他の専門家の協力を受けるために、紹介や委嘱を行わなければならない。

(基本的立場)

第5条 放射線被ばく相談員は、相談依頼者から積極的な傾聴を行い、信頼関係を形成する。

- 2 放射線被ばく相談員は、相談を行うにあたり性別、年齢、社会的身分等により差別しない。
- 3 放射線被ばく相談員は、相談を行うにあたり、専門家としての注意義務を果たすとともに、公序良俗に反する行為またはそれに加担する行為をしてはならない。
- 4 放射線被ばく相談員は、相談の実践にあたり、自己の価値観が相談者に及ぼす影響を考

慮し、相談の目的と合致しない価値観を相談依頼者に押しつけるなど、特定の方向へ導いてはならない。

5 放射線被ばく相談員は、自己の利益を相談依頼者の利益の上位に置かない。

6 放射線被ばく相談員は、社会に貢献する役割を積極的に果たし、継続して行くことが望まれる。

(研鑽義務)

第6条 放射線被ばく相談員は、専門家として放射線の学識のみならず、社会の動向に関心を払い、専門家としての資質や人間力を高めるよう努める。

(守秘義務)

第7条 放射線被ばく相談員は、相談依頼者および他の専門職、団体などの関係者との信頼関係確立のため、相談上知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

2 項において、相談依頼者の同意を得るか、または正当な理由に基づき秘密を開示する場合であっても、利害関係者に配慮し、相談依頼者の損害を最小限に抑えるよう努める。

3 放射線被ばく相談員は、事例等の研究、発表においても、個人のプライバシーの保護に留意し、相談依頼者が特定されないようにしなければならない。

(遵守義務)

第8条 放射線被ばく相談員は本ガイドラインを遵守する義務を負う。

(改廃)

第9条 このガイドラインの改廃は理事会の承認によって行う。

附則

このガイドラインは平成 30 年 7 月 8 日より施行する。